

高等小學書方手本第二學年用下甲種

K140.72
2.11
2下e

K140.72

2.11

2下e



高等小學書方手本

第二學年用下甲種

文部省

かけまくも畏けれども
天皇皇后万代陛下の春
秋に富ませ給ひて竹の園生の

まよとよもに成りゆくをんをれば
天地と限りなき皇國の榮もおも
はれて美しとも美からずや。

特別保護建造物。

鳳凰堂。莊嚴華麗。

資金融通抵當低

五

利高步購買販賣

六

高甲一

高甲一

畫。翰。返。任。執。筆。皆。

七

十一甲

德。深。要。慰。曰。推。抄。

八

十一甲

拜啓至急由相談相願度儀
これあり明後八日午後二時

九

高田

由伺致度候由都合如何也
折返し由一報願上候事

十

高田

清年紙の極領道
ハハは終日在書は待

清年紙の極領道
下され度の中家

手々为国死。死ふ皆君親。
悠々地子。感者左の神。

親おもふふたまたまる親ら
今のおとづれ何とすらん。

關稅稅率從量從

價協定雙務片務。

燕。趙。韓。魏。齊。楚。秦。

漢。晉。唐。宋。元。明。清。

拜啓先達は参堂乞ふ清馳走に相成り有り
難くは禮申上候其の際は約束致候寄附金
別紙為替を以て由送り申上候間亦手數
ながら然るべくは取計とされ候致具

高甲下

御手紙拜見仕候過日由光榮之節は何の
風情もこれなく失禮致候由封入の為替早速
先方へ相渡し別紙領收證由送り申上候間
由落掌下され度候先は要用の又草と

十一

高甲下

東岸西岸之柳色連以目。

十一

南枝小枝之梅雪落三香。

十一

十一

權利。義務。遵奉。違。

犯。制。裁。訴。訟。辯。護。

救世濟民奮鬥努力

力宥怒愛撫慰藉

庭の若草茂り合ひ青柳絲を亂りつ池の浮
草は波に漂ひて錦を曝すかとあやまたる。
中島の松にかれる藤波の紫に咲ける色。

青葉まじりの遅櫻初花よりも珍しく
岸の山吹咲亂れ八重立つ雲の絶間より
山時鳥の一聲も君の御幸を待顔なり。

履歷書

何縣何郡何村何番地
何縣平氏伊平長男

矢野市太郎

明治三十七年三月三日生

一明治三十三年四月何縣何郡何村尋常高等小學

校ニ入學シ明治四十一年三月卒業

一明治四十一年四月ヨリ近藤商店ニ雇ハレ引續キ

勤務

一賞罰ナシ

右ノ通ニ候也

大正元年十月一日

右

矢野市太郎

沈着敏捷率直敦厚。

輕躁遲鈍執拗浮薄。

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコ
ト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我
カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一
ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我

カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實
ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ
友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レ
ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ

習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ
進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲
ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶

翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ
臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ
遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシ

テ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ
古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シ
テ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シ
テ咸其徳ヲ一ニセシユトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

2010.72-2.11-20

大大大正
正正正正
四四四四
年年年年
四四四四
月月月月
十七
十一



著作權所有

五
日日日
翻刻發
正印發
正印發
行刷行

大正四年四月十二日
文部省檢査濟

發賣所

東京市日本橋區新地十六番地
右衛門町

大阪市南區澁波普原町千八百八十八番地ノ九

高等小學書
本第二學年用下甲種

定價金參錢

著者兼
發行所

文部省
日高秩父

翻刻發行
兼印刷者

大阪市南區澁波普原町千八百八十八番地ノ九
大阪書籍株式會社

印刷所

大阪書籍株式會社工場

國定教科書共同販賣所

